

浅間台地域ケアプラザ 地域密着型通所介護 料金表

令和8年6月1日以降版

1 介護報酬に係る費用 2級地 10.72 円

※本事業所は、算定項目に■のある項目について該当した場合に料金が発生します。

ただし、提供時間が異なる場合は該当する所要時間で算定させていただきます。

算定 項目	地域密着型通所介護費（1回につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
	イ 地域密着型通所介護費					
	(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合					注7 共生型地域密着型通所介護 指定生活介護事業所が行う場合
□	(一) 要介護1	416	446	892	1,338	☞×93/100
	(二) 要介護2	478	513	1,025	1,538	
	(三) 要介護3	540	579	1,158	1,737	指定自立訓練事業所が行う場合
	(四) 要介護4	600	644	1,287	1,930	☞×95/100
	(五) 要介護5	663	711	1,422	2,133	指定児童発達支援事業所が行う場合
■	(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合					☞×90/100
	(一) 要介護1	436	468	935	1,402	指定放課後等デイサービス事業所が行う場合
	(二) 要介護2	501	537	1,074	1,611	☞×90/100
	(三) 要介護3	566	607	1,214	1,821	
	(四) 要介護4	629	675	1,349	2,023	
	(五) 要介護5	695	745	1,490	2,235	
□	(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合					
	(一) 要介護1	657	705	1,409	2,113	
	(二) 要介護2	776	832	1,664	2,496	
	(三) 要介護3	896	961	1,921	2,882	
	(四) 要介護4	1,013	1,086	2,172	3,258	
	(五) 要介護5	1,134	1,216	2,432	3,647	
□	(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合					
	(一) 要介護1	678	727	1,454	2,181	
	(二) 要介護2	801	859	1,718	2,576	
	(三) 要介護3	925	992	1,984	2,975	
	(四) 要介護4	1,049	1,125	2,249	3,374	
	(五) 要介護5	1,172	1,257	2,513	3,769	
■	(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合					
	(一) 要介護1	753	808	1,615	2,422	
	(二) 要介護2	890	954	1,908	2,862	
	(三) 要介護3	1,032	1,107	2,213	3,319	
	(四) 要介護4	1,172	1,257	2,513	3,769	
	(五) 要介護5	1,312	1,407	2,813	4,220	
□	(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合					
	(一) 要介護1	783	840	1,679	2,518	
	(二) 要介護2	925	992	1,984	2,975	
	(三) 要介護3	1,072	1,150	2,299	3,448	
	(四) 要介護4	1,220	1,308	2,616	3,924	
	(五) 要介護5	1,365	1,464	2,927	4,390	
□	ロ 療養通所介護費（1月につき）	12,785	13,706	27,411	41,117	
□	ハ 短期利用療養通所介護費（1日につき）	1,335	1,432	2,863	4,294	
	加算項目					
	注9 時間延長加算					
□	イ 9時間以上10時間未満の場合	50	54	108	161	
	ロ 10時間以上11時間未満の場合	100	108	215	322	
	ハ 11時間以上12時間未満の場合	150	161	322	483	
	ニ 12時間以上13時間未満の場合	200	215	429	644	
	ホ 13時間以上14時間未満の場合	250	268	536	804	
□	注11 生活相談員配置等加算 ^{*5}	13	14	28	42	1日につき

	注13 入浴介助加算					
■	(1) 入浴介助加算 (I)	40	43	86	129	1日につき
□	(2) 入浴介助加算 (II)	55	59	118	177	1日につき
□	注14 中重度者ケア体制加算 ^{※6}	45	49	97	145	1日につき
	注15 生活機能向上連携加算					
□	(1) 生活機能向上加算 (I)	100	108	215	322	3月に1回を限度として1月につき
□	(2) 生活機能向上加算 (II)	200	215	429	644	1月につき
□	生活機能向上連携加算 (II) ※個別機能訓練加算を算定している場合	100	108	215	322	1月につき
	注16 個別機能訓練加算					
■	(1) 個別機能訓練加算 (I) イ	56	60	120	180	1日につき
■	(2) 個別機能訓練加算 (I) ロ	76	82	163	245	1日につき
■	(3) 個別機能訓練加算 (II)	20	22	43	65	1月につき
	注17 A D L 維持等加算					
■	(1) A D L 維持等加算 (I)	30	33	65	97	1月につき
□	(2) A D L 維持等加算 (II)	60	65	129	193	1月につき
□	注18 認知症加算 ^{※7}	60	65	129	193	1日につき
□	注19 若年性利用者受入加算	60	65	129	193	1日につき
□	注20 栄養アセスメント加算	50	54	108	161	1月につき
□	注21 栄養改善加算	200	215	429	644	1月に2回を限度として1回につき
	注22 口腔・栄養スクリーニング加算					
□	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	22	43	65	1回につき
□	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5	6	11	16	1回につき
	注23 口腔機能向上加算					
□	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150	161	322	483	1月に2回を限度として1回につき
□	(2) 口腔機能向上加算 (II)	160	172	343	515	1月に2回を限度として1回につき
■	注24 科学的介護推進体制加算	40	43	86	129	1月につき
□	注25 重度者ケア体制加算	150	161	322	483	1月につき
	ハ サービス提供体制強化加算					
	(1) イを算定している場合					1回につき
□	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	22	24	47	71	
■	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	18	20	39	58	
□	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	6	7	13	20	
	(2) ロを算定している場合					1月につき
□	(一) サービス提供体制強化加算 (III) イ	48	52	103	155	
□	(二) サービス提供体制強化加算 (III) ロ	24	26	52	78	
	(3) ハを算定している場合					1日につき
□	(一) サービス提供体制強化加算 (III) イ	12	13	26	39	
□	(二) サービス提供体制強化加算 (III) ロ	6	7	13	20	
該当の 場合に 減算	減算項目					
	注26 同一建物減算	-94	-101	-202	-303	1日につき
	注28 送迎を行わない場合の減算	-47	-51	-101	-151	片道につき
	注8 感染症又は災害の発生により利用者が減少した場合	(所定単位数×3%) ^{※2} ×10.72				1回につき

	介護職員等処遇改善加算(1月につき)	
☐	介護職員処遇改善加算Ⅰイ	(介護報酬総単位数※1×11.7%)※2×10.72
☒	介護職員処遇改善加算Ⅰロ	(介護報酬総単位数※1×12.7%)※2×10.72
☐	介護職員処遇改善加算Ⅱイ	(介護報酬総単位数※1×11.5%)※2×10.72
☐	介護職員処遇改善加算Ⅱロ	(介護報酬総単位数※1×12.5%)※2×10.72
☐	介護職員処遇改善加算Ⅲ	(介護報酬総単位数※1×10.5%)※2×10.72
☐	介護職員処遇改善加算Ⅳ	(介護報酬総単位数※1×8.9%)※2×10.72

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※4 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

※5 共生型地域密着型通所介護のみ算定可能です。(介護報酬総単位数^{※1}(介護職員処遇改善加算を除く)×2.4%)^{※2}×10.88

※6 共生型地域密着型通所介護は算定できません。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×負担割合※4(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

2 その他の費用

	項 目	金 額	説 明
1	交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域お住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、送迎するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を超えた所から、 片道分1kmごとに35円(往復の場合70円)
2	昼食代	690円 (含おやつ代55円)	
4	おむつ代	実費	現物での返却も可能です。
5	教養娯楽費	実費	